有効期限が平成28年７月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第74058号	化成肥料	くみあいウレアホルム・苦土・腐植酸入り化成303号	朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
輸第5843号	なたね油かす及びその粉末	なたね油かす	赤城物産株式会社	東京都世田谷区経堂三丁目８番11号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十一日　　農林水産大臣　山田　正彦

１　肥料の名称の変更

登録番号　生第81739号
　変更前　金札イネルギー
　変更後　金札エネルギー

２　生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第78056号、生第79599号、生第79656号、生第79693号、生第80010号、生第80011号、生第80698号、生第80699号、生第80700号、生第80869号、生第80870号、生第80871号、生第80872号、生第81044号、生第81201号、生第82287号、生第82669号、生第82969号、生第82970号、生第83314号、生第84347号、生第84358号、生第84359号、生第84360号、生第84361号、生第84362号、生第84363号、生第84364号、生第84834号、生第84893号、生第85394号、生第85734号、生第87680号、生第88634号、生第88517号、生第88516号、生第88782号、生第90386号、生第90451号
　変更前　茨城県土浦市大字右籾字宮塚3041番地の２
　変更後　茨城県土浦市右籾字宮塚3041番地の２

登録番号　生第80818号
　変更前　東京都新宿区富久町10番５号
　変更後　東京都新宿区本塩町13番地

登録番号　輸第9689号、輸第9698号、輸第9725号、輸第9724号、輸第9737号、輸第9736号、輸第9707号、輸第9709号、輸第9699号、輸第9726号、輸第9814号、輸第9812号、輸第9828号、輸第9849号、輸第9897号、輸第9898号、輸第9887号、輸第9902号、輸第10192号、輸第10258号、輸第10683号、輸第10886号、輸第12082号、輸第12103号、輸第12097号
　変更前　大阪府岸和田市下野町三丁目４番８号
　変更後　大阪府岸和田市上野町西25番28号

登録番号　生第85850号
　変更前　財団法人愛媛県動物園協会
　変更後　公益財団法人愛媛県動物園協会

○農林水産省告示第千二百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十一日　　農林水産大臣　山田　正彦

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80620号	汚泥発酵肥料	豊浦１号	豊浦町	北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
生第80900号	し尿汚泥肥料	大北肥料１号	大利根町北川辺町衛生施設組合	埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑1870
生第81260号	焼成汚泥肥料	大北肥料２号	大利根町北川辺町衛生施設組合	埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑1870
生第83764号	し尿汚泥肥料	し尿汚泥肥料	三田市	兵庫県三田市三輪２丁目１番１号
生第82164号	下水汚泥肥料	リメイクエース	和泊町	鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
生第88966号	工業汚泥肥料	澱粉汚泥肥料	種子屋久農業協同組合	鹿児島県西之表市西町6974番地

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１２７４０号

東京都中央区築地７―11―５　中銀ベル築地502、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝浦３―15―２　山本ビル６Ｆ
債務者　株式会社アイスクルー
代表者代表取締役　平澤　和也
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　　肇
４　破産債権の届出期間　平成22年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月５日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７８３号

東京都台東区台東１丁目28番７号
債務者　株式会社トリックス
代表者代表取締役　高見澤　均
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　亮太
４　破産債権の届出期間　平成22年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月４日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２２６３号

東京都千代田区外神田２丁目５番12号
債務者　株式会社ＰＤＸ
代表者代表取締役　荒井　辰雄
１　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　臺　　庸子
４　破産債権の届出期間　平成22年８月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部